

第 3 章 市民意見

第3章 市民意見

3 - 1 主な市民意見

緑の基本計画懇話会や都市計画マスタープラン地域別懇談会で、次のようなみどりに関する意見が寄せられました。

(1) 市域全体に対する意見

緑の基本計画に関する意見

- ・巨木、樹木（100年、200年の木）の保全
- ・葦原のあたりは野鳥の生息の場、谷津が無くなると鳥がいなくなるので保全が必要
- ・生き物のための緑の役割を明確化、生き物の棲みやすさに視点をのいた計画づくり
- ・火災等の際の避難地や防火用水として公園下の貯水が必要
- ・自然と共存してきた歴史を踏まえ風の道を考え、50年、100年先を考えた計画づくり
- ・将来的に不安定な緑の場所（借地等）の安定化と保全
- ・保全には相続税の問題あり。税制優遇措置等が必要。公園サポーター制度*での維持・管理が必要。各々の対応基準をつくりながらの取り組みが必要。サークルの連携策や補助金支給を。募金活動を含め既存の樹木の保護・保全をする施策が必要。
- ・自宅をはじめ地区単位で草花の植栽。公園に自分の草花を植栽。生垣の奨励
- ・里山として昔の生活体験ができる施設の整備。「炭焼き・耕作」・環境教育、自然体験の場として自然の保全。ビオトープ*の考えを導入、単体ではなく、つなげて保全・創出
- ・市制記念公園、市民の森の更なる有効活用や山の整備と共に野鳥、草花、湧水の魚を大切にしたい公園の整備・保全。自治会のイベントに利用できる公園の整備

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・ 保全のため、相続の制度面の改善が必要
- ・ 未利用地を市民農園に利用
- ・ 湧水を守る
- ・ 神社の杜を守る
- ・ 河川、水路が汚い
- ・ 農業都市か商業都市かの方向性の明確化
- ・ 緑と都市機能の調和、環境共生を PR
- ・ 市民参加・支援のシステムづくり、条例化

(2) 北部地域に関する意見

緑の基本計画に関する意見

- ・ 栗野の森は里山の環境があるので保全

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・ 北部の緑が市民の憩いの場となるような保全
- ・ 栗野集落の屋敷林の保全
- ・ 大津川と谷津田、斜面樹林、栗野の森の保全やネットワーク*化

(3) 西部地域に関する意見

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・ 梨畑・野菜畑の景観が良いので保全
- ・ 景観の良さを活かしたふるさとづくり
- ・ 現在の良い景観を活かした道路づくり

(4) 中央東地域に関する意見

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・身近な公園がない
- ・大津川の親水公園整備と森の中の遊歩道整備
- ・自然の緑は残す

(5) 中央地域に関する意見

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・礫子水の保存
- ・都市軸はグリーン軸として市制記念公園、栗野の森、大津川も谷津へ結ぶ
- ・根郷川、大津川上流部の排水浄化
- ・生活に身近な街区公園等の整備
- ・市制記念公園の施設の充実
- ・市制記念公園と大津川とのつながり、栗野の森の保存

(6) 東部地域に関する意見

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・道野辺ふれあいの森等を残す
- ・生産緑地を公園として整備
- ・大きな公園の整備

(7) 南部地域に関する意見

緑の基本計画に関する意見

- ・里山や谷津・根頭神社、市民の森、西山地区の緑の保全。中沢の斜面林は大きな緑がつながるように残す。谷津と斜面林の保存。まとまった大きさの森は貴重なので保存
- ・中部小学校裏付近にある大事な湿地帯の保全
- ・礫子水の保全・清水からの水の流れ、谷地川地区の源流を大切に。礫子水以外の2箇所湧水の保全
- ・ホタルの里はホタル以外にも多様な生息の場があるので安定的な確保を。谷津にはカワニナやホタルがいるので保全
- ・湿地に「ハンノキの群落」あり良い景観を残しているので保存
- ・県営鉄道の用地等空いている場所の公園等の有効活用
- ・総合基本計画にある鉄道をひくことで、まちができると緑がなくなることから、中沢地区の開発はしない。議論の継続が必要

都市計画マスタープランのみどりと水に関する意見

- ・親水公園の整備
- ・市民の森を利用しやすく
- ・市民の森から西山の一带の緑の保全
- ・梨畑等農地を守る
- ・ホタルの里や川、原生林と梨や野菜を合わせて観光化
- ・根郷川の遊歩道や公園整備